

植物防疫所は病害虫の 日本の農業を守っている



植物検査室での果実の検査(大正)

植物防疫所 沿革

1913
大正2年

農商務省が「輸出植物検疫証明規程」を制定、「輸出植物検疫官吏詰所」を横浜、神戸に設置

1914
大正3年

「輸出入植物取締法」を制定、輸出入植物の検疫を開始
「農商務省植物検査所」を横浜に設置

1924
大正13年

植物検査所は大蔵省税関部へ移管され「税関植物検査課」となる

1943
昭和18年

運輸通信省海運局へ移管され「海運局植物検査課」となる

1947
昭和22年

農林省に復帰し「農林省動植物検疫所」となる

1948
昭和23年

「輸出入植物検疫法」制定

1950
昭和25年

「植物防疫法」制定

被害から す



旅行者が携行手荷物として持ち込んだ植物の客船上の検査風景(大正)



昭和のリーフレット



南西諸島のミカンコミバエ根絶に向けたトラップ調査(昭和)

日本では、明治以降ヤノネカイガラムシ、ブドウフィロキセラ等が侵入し農作物に被害を及ぼしたことから、海外の病虫害の侵入が大きな問題となっていました。また、1913年(大正2年)、米国が植物の輸出国に対して輸出国政府による植物検疫証明書の発給を求めたことから、1914年(大正3年)、「輸出入植物取締法」が制定されるとともに、「農商務省植物検査所」が設置され植物検疫が始まりました。

国際貿易が活発になり、コンテナによる海上物流や航空輸送網、流通管理技術の発達により日本に輸入される植物類の種類や数量は大幅に増加しました。また、訪日外国人旅行者の増加やeコマースを利用した国際郵便の活発化などに伴い病虫害が侵入する危険性は、従来にも増して大きくなっています。

植物防疫所は、日本の農業を守るために様々な業務に力を注いでいます。

1952 昭和27年	1961 昭和36年	1972 昭和47年	1976 昭和51年	1979 昭和54年	1981 昭和56年	1986 昭和61年	1993 平成5年	2016 平成28年
動物検疫が分離し「農林省植物防疫所」となる 3本所体制開始(横浜、神戸、門司) 国際植物防疫条約に加盟	名古屋支所が本所に昇格	沖縄県本土復帰の際に那覇植物防疫事務所を設置 5本所体制開始(横浜、名古屋、神戸、門司、那覇)	横浜植物防疫所に業務部設置	横浜植物防疫所に調査研究部設置	神戸植物防疫所に業務部設置	国内のミカンコミバエの根絶	国内のウリミバエの根絶	横浜植物防疫所にリスク分析部設置